古事記図會

特
へ伊13
1830

特別文庫
1830
巻 6
早稲田大学図書

りてはまづ永犯に従者なるべし九州鎮西の事と奏聞あり者仏堂と討修
類と征せんなるまゝ大和従業に近国しもの社に御收りて帯・青推名侍生徐
宮宇像明神河嶋孫言宇佐彼秋彦毛命に及むべし九国二島の大小神社をぐく
神る宮殿を修し其外寺社修坊の破壊を修造し民力費を煩つく七月十日
従業とうく八月七日新に公卿をとうく八月十二日陸時乃兵船をあつめ諸
大将軍に大切の軍に兵粮を送り天将軍たる小野好古朝臣を奏遣す
あるべく筑中国とたるべく上に孫を徳基に正に位下大宰を貳に補せ(られ)たる勅使
仲に別べく軍を抽べく殺切に類るべの有てに感あるべく浪に位上行たる持頭
修験守にて宣下せ(られ)たる太宰の射芸の幸大義亜を云実に彼を横度のもとなる
貴田位に武蔵守加義を光に豊後る其外勲功の賞に浪るまりて皮位元宝を賜ぬ
人もうくとのく位国に下向のうるこを安で安に人に成る其中に参議藤門督義
永忠文に今の義もう殊坂の鞆々もとこぐと西海道へひれば進とうとくたん沙法

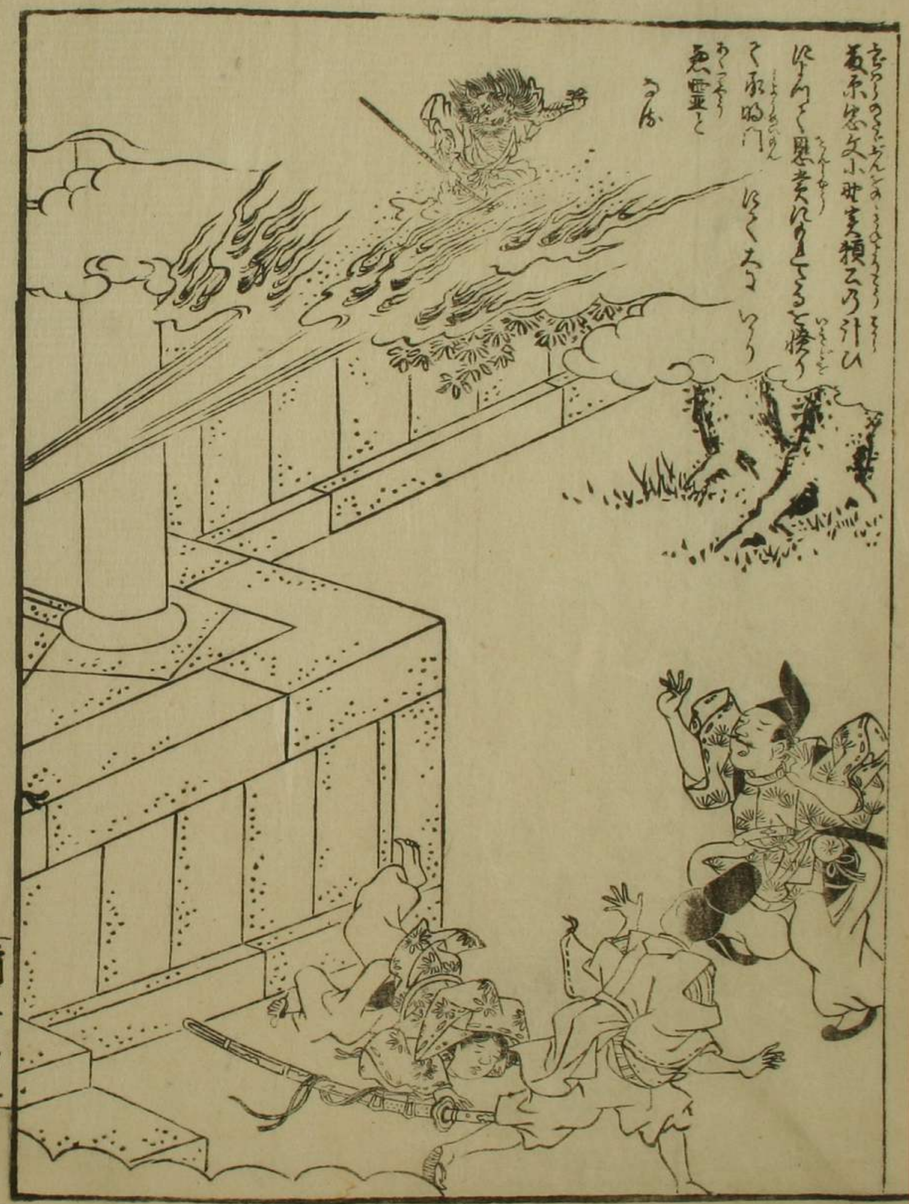
前三ノ巻九

さる人もあらざるを九条右丞相師輔公其頃ハいまだ大納言たりしが深く憐せしが御父
忠平公にむかひて申させ玉ひけるハ大将の智のてん今度将門ハほろびしかども友直を
詔命を受て東国西海の進発し玉ひつるに官位に自俸禄に付御沙汰有べき
ものゝひともあらハまたぬ御会大納言たる実頼卿の仁も沙汰を止めて宇治民部卿
ハ去年東夷追伐のまへひくる忠文盛秀卿が大敗して途中今年西戎藻伏れ功
ハ将吉にて貞盛秀郷が武徳によりてなりてかへりしハ忠文が功なり示を受に賞罰を
ゆるにによりし忠文と賞せしまゞハ一旦賊首の沙汰に及て無備の悪忍にわかれ
のさばひけるを師輔ハ罪なきを一ぐ忠文に賞あるべしとも行へとうけ玉はるを
きめぐやうせ給ひけれども実頼の切なるに勅賞無用に沙汰しあるがちにさめなまひ
なるがに忠平公も忠よりも禄あるべしとくつわにて忠文ハ弱悪ありしとひけり忠文
面目なげに退出せしまゝなるがたちまち大悪念を起し承明門の橋にて大音声に言
せくにもこれまでほどく勅命を承りはし敵国に向ひ待ねいまだにわが一人を

恩に漏る忠文ひとへに小野宮実頼が計よりあり世々生々にいたりてもうらむ可な
らずして実頼に一門衰微し其末葉たらん人ハ永く九条師輔公の奴婢となるべき
ものぞしとの言葉を眼をいからし牙をくひしばりて居けるに冠の纓ものゝくその甲に
透りて流るゝ血を庭上に流し拳を握りまに紅に染まりてやがて病にふしやがて
宿所に帰り飲食をも断てて肉を焦し悪神となり外道の魔王に誓ひて一念悪
霊と成て実頼に祟らんと思ひつめしが病にかゝりつひに一言もなく絶命しぬ世の人此実も其
程にや七月一日に忠文命終りしが実頼の館へハ夜々に洛中洛外よりいりくると毎
夜おびたゞしく光物空中に飛めぐりて闇夜なれど白昼のごとくなりしとぞ是を
見ればおそれをなし其つかりと実頼の霊あれんがために山城国宇治郷に一宇の小祠を建て離宮明神
といはひ祭りて今にいたるまで宇治の民部卿と祟りしとぞ宗するまでもなく怨霊を崇め見ければなほ
かも此祭りまつりにやゝ小野宮殿の御子孫ハ次第に衰へ玉ひたるにはやはや九条
殿にぞ仕へ玉ひける師輔公の一言の験すまつて代々摂関の家職を摩し御子孫繁

第一拾八ノ六

村上帝即位之備神鎮ル野

天徳に剣ならびに璽ならびに天皇九年正月十三日主上渡御清涼殿仰親王以下議位ありて朱雀院に下居させ給ひ天皇上皇ともに孫じまる御立位十八年ぞ過ぬ

正月三日一条殿に昌子内親王姫宮は一方のまくに渡せ給ひ天皇

九年正月廿二日故四親王と備前守女一条の御方に渡せ給ひ

時に御年廿一条の御方に渡せ給ひ九條御息所の御女子一宮と中宮

位の事ども渡せ給ひ天暦に渡せ給ひ

頼忠公の御子ども御年七歳男御息所の御女子

四時に内くの公卿ども時に三条殿の内の人々

女子ども御年七歳に成給ひ

年天暦元年三月十二日近に国は良社乃祭豆良社一紙の紀伊文ども

奏しける人良相の卿一条の今年七歳にて有城に初て行幸ありける我は是菅丞相乃ちの怨霊の変化の神大政天大威徳天神なり我天城の憤に居さく永く家作をもんと欲にさるうちに大内の小地に一本の松ぞ生じ

ぞ其ものに初て立く我と天満大自在天神と称じ奉れ菅丞相の長

白しとなりく変ずく松本我身に生じてもるうちに初てうと見えくまし頃

天神なるは必三天に上りて時時寛に変化

を生じべ三ある天芝の内に有系七條姫女子

しのでも御の者ありく貧道乃者つまび宮掃つるてわくいび僧に真系の例と祝至

てつまぐ天間ぐまでびつてびに成ると奏風とびとりてたちまち物怪ありひぬ神

詣おりに半夜にねじ大雄にびひ奏しける者系の法を奇とは拝ぞる

いるうりくく又ある十二月の正月経文ひひくくとなりよ小地をとる湯物日寺九門

天除系門とく使も今秋左を変湯る数多年の松一枝こせで張蔵るる奏の

神上帝の
文磨
九年
小野
文清宮
神詣に
まうく
所造立
時しく
文九

前三ノ上十二

ごしあるハ不思議にあらず奏聞におよびしかバ叡感ありて上人と号し給ふ
まてハられ侍がたむの神泥海よりこゝろざしてやがて最勝法門寺命下玉ふ
輪子が巧をかり郢斤が斧をめぐらして新に大度を造営ある本社廻廊楼門花
表肇奇美を尽し荘厳ことごとく備り諸宮ことごとく落成し同年十一月九日遷宮の儀式
あり終に倫楽を奏し祝子幣をさゝげ奉るありしに一乃梵字をとて十一面観音を安
座しまつる偉なる社中北野大慈大悲菩薩弘誓の海深うして群生済度の紅
彼岸にいたらしめたまひて垂迹をかけさせ天満大自在天神の通化の身利益
目にあらたに新にして一木結縁の人所願成就に任せて永く賑をうけて上一人より下
百姓にいたるまで渇仰の首をかたむけざるものなく当今に奇特なる仏の
霊社なり

頼光延生

天暦八年七月廿四日なる指頭源海仲今年四十二歳にしてはじめて一子を設

け御母ハ近江守源満政の女なり御夢に御祈ひ継ぎつるハ地は則親
康の三卿諸侯の大名門および市を成し賀し奉るひとる御祖父経基王ハ去る比西八
より鎮守府将軍に補せられしが今年延喜奥州より帰洛ある西八
条殿におはしければ彼御産の吉報を聞かれより御機嫌の斜めならず
往来しける唯今御産安平男子誕生ありしとてかれハいそぎ此御館に入
有ゝ御喜びのあまり襁褓を押ましひてると経基よろこびて孫まへをせし
に向ひのたまハく我齢六十に及べど子どもあまたあれども孫よりよきものあり
思へば曾て人かと思へば汝のこそがるしと思ひつるに果より今日に叶ひて
此若人まで生れ又後にはさてしも爰孫にあやかり長く後でへ守りて大に悦び
頃しくまで御名を文殊丸と名付まいらせらる十一歳にして元服ありて
と名のりまいらせし此若君の後にて之れハ満仲出子なりし也へ末子源賢を生せ
とかくてはじめ子と称ひ今年いまだ成業にしておいせし後今男子誕生ありしくれ

べ其ハ方様の人々ハ法れ族乃治てはなバかりんと思ひなやましかるに源仲信
と天下にも志かんてふ給ひしもよろしき由へ今度は実子出来すへけれども次男なる定
め御猶子源経基と嫡男とぞ冊きすへかるされども源経基成長の後もさかやく多病
にて幸年こそつらに廿に余りて平しき給ふ存生なるハ天下一統して弓箭
と聞へし事に剣詳達礼なりともなかりし由つきのべて其武勇も凡人にはこと成く
世人源仲の嫡子なるて後私にくも就て光ともつて嫡子となせり

六孫王経基薨逝

然るに日十一年年號改えありて天徳元年となる翌年の秋の事より経基王
御風地よりつらにしておはしけるがに御不達となりて其内薬院宮西八條殿にまり
住ひぬ典薬の医官あつまれども更に利験も無くも是ハ薬餌と用ひ給へども
御病今のしばらくおもしければ御長男源仲公は御枕に居よりてのたまひけるは是を實例
日にそひて御大事になん臣も是へば源仲らて此中に是を多くの人のたまふ若しく

なからすや今と御保養のなきゆん冷に何事に付ても少しもおこたらず
にて今かくなんせさせ給ふかしもめじにて御入りなきや事おくしき由條にて
也とも人病したる療治療じて効なきなの世の宿因是非なき事にて人ども強
に弟らぬ業は御侍にて御身に於ては御心ねがはるにて就中その
のおに御罪障ろべきにくにぞや次は三月は延暦寺にて加持の
護摩を修して是に明王の御加護にくは暁より御熱もさめ御顔色もおし快れ
にみへさせ給ひては今は切なるのとは御薬餌と加へ給へばかうしに利病も益
てよろこうに御平愈有べきしとて喜けば乾中曲薬頭に課せて日々に御不予
の摘にて勅問にあるてし其後もあらべきにても利然に付医療に付曲く御
許容なくて多くの人の私は御体あるとてたくみし療治もし様に説ひ給へば経
基御枕と上御次男たる満仲殿の膝にまうかりはひて実も毎日の勅使且つ
面に見たに付右に付わし其の療治をも用ひざるてん衰弱のむし

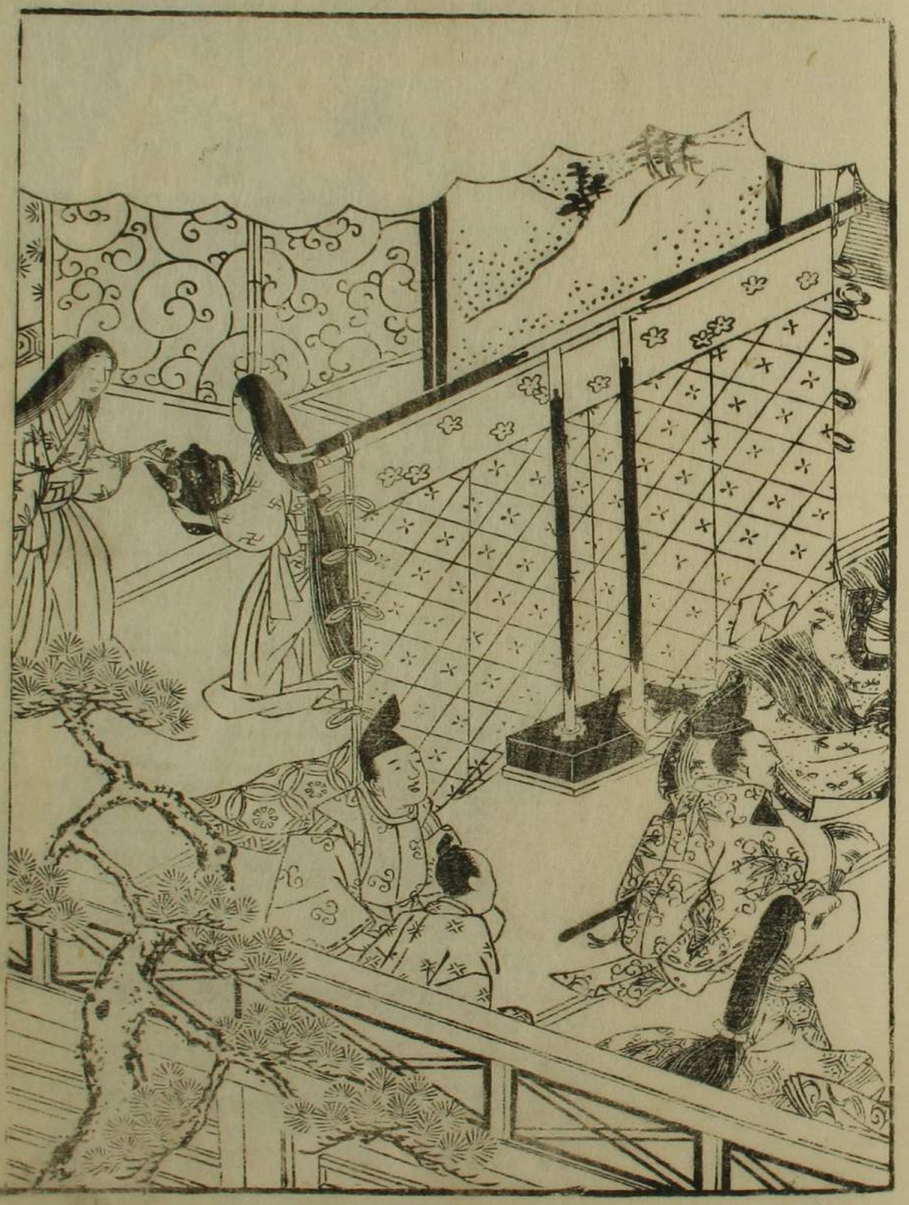

前之ノ二十

より耳順の今にいたること能くこれを思ひ見るべしと
今年六十に累足し六十に卦の易数を考へ年代の今日にあたり
ことごとく果敢の猶に地に伏んでこれを祈るべしあるべかりし
あるべきのごとく其日より鎌倉とやの法華経の要品を誦し奉れば十月廿
日の夜の夢に我が母堂に招かれて鳥帽子を賜はりたるとて山卿十人来たりて
源の姓と賜はりたる助に仕へ一族二人武勇にたつて兵の紀を補ふ内蔵頭給
しかるにこれ七箇国の支領を経鎮守府将軍と兼ね宰天武に補任
し三日経上に昇りて天の御光もて世の用ひも重く逆賊を誅伐し黎民
を接育し源氏の盟約諸家の大祀をうければ御親果の所願ひもつらく
思ふに一天の間に我と公にかなる外の者周敦の槍矢しばしば源氏
異ならずして悪逆をたちもひぐらすうちに西八条殿の御使のたちに
に接暴を禁じたるに伯のひし御館を造るもかへて真のまことに律院に白し彩に

前三ノ十六

偽坊とまことに天台ぶつ偽衆を清ドを教の漫経具字の勅を解らべ永
御言授とこれをひすつせまいろう

村上帝山の御浮立ちの子

御ろに年御おし授りて康保に年、王上上村御承塩のりて諸社の七幣清寺の
護持ぬでもちく典薬頭医術をとりこうでも十若万ふれを重ねて
あさいぞ元に年に十二にくは八月廿八月に崩御せるひろう山の御遊廿
一年のる遊法紀ぞて日海松ろうれば百官百司とまなびろう計已
法く村上の山後に葬りまるる宮御那位ぞせまんくく左大臣実頼右
大臣ろる昭大納言師尹ろる系別くく沙汰せるる先帝村上皇子あまとおしまし
中にも才一宮廣平とりて大納言兼武紀の為永元方に女腹の二宮憲平
ちりの坂右大臣師輔ろの市女中宮安子の御腹の三男日年五月廿日
に浮延おしとは年七月立くたまれば一宮の外戚為永元方ち

西宮の明子謀
叛ひつハ主大
時分引渡し
大丁ゝ誠の拷と
面て左宰府へ
流刑ニ
なる

広平一宮にてましませば立太子の事子細あらじとかねてよろこびおはしけるに思
ひの外二宮太子に立せたまひければ元方卿望止て遂に天暦七年二月
恨死に失たまひしが程なく女御も一宮も薨じたまひぬかくて憲平御年十四に
て御元服ありけれども元方の怨霊のなすところにや邪気の病に侵され給ひし
しかるに二宮の為平と申すは右大臣高明公の御聟なり三宮と申すは守平にて憲平
と御同腹にておはします其外あまたおはしませども守平親王までは同宮
にておはしましければ帝位に即まゐらせんと人々申されけるに右大臣高明公いかにも
しかるに御聟為平親王を御位に即まゐらせんと思はれ人をもすゝめ宣ひけるは
二宮の御事は先朝春宮に立たまひしかども人の恨を恐れて邪気の病を受
たまひおのおの今は平愈なし嫡に一宮の御位をやめ三宮御践祚の御沙汰
有べくもなしと恨ずるさまに思はれければ満座の諸卿思ひの外にてうなづかれば
互に顔を見合せ一言出す人もなくてたゞ太政大臣実頼公計一理ありと

仰られしも二宮の御事は先帝村上の御愛子にて御在位の内は東宮に立まゐらせんと宣ひき
御悩の時までも仰ありしかば実頼もかくは御遺勅をのこし申さんとて御位にき
にて候へ先東宮を御位に即まゐらせ其後為平を東宮に御沙汰も有べき事にて候
まゐらせば実頼も遺勅をのこしまゐらせんとて其まゝに候べきにて候へ大臣の御こゝろ
然るべくはからひ候と諸卿同じ心にてはかりける故に為平の事は終にとゞまりて
さりかくて東宮憲平親王御即位ありける時は御年十八歳冷泉院と申す即ち朱雀天
皇の姫宮昌子内親王を后妃に備へ給ふ実頼公を太政大臣に補して関白とし高明公
を左大臣に師尹公を右大臣とし年号を安和と改元ある

西宮殿流刑

かくて冷泉院御即位の後も御悩さらに止ませたまはねば天下の政悉く関白実頼一人
ゑる所師尹公等と御沙汰ありかくて大事をも天下を知し召さずして太子
なれば東宮立坊の事を御沙汰ありて為平親王の御即位こそ叶はずとも太子

ほもとこひ出ひけるにぞまことに叶はず太宰少弐親実は云てをしゝかひあれしかる船に乗よく悛と合んで武部官の宮に在ますり単兵を記しくて帝位と奉りへ事かせんとなりしすへる廷臣の殺をを振取られ山中すゝでに薨去して内裏のうへ御室に大臣の詔る罪責せらるゝを宰相帥つ廷臣と衣冠を剥れ剃髪せしめ廷臣の本人や御車を臣よりせらく深くてかられしもまて成ぬ稼の門出る事にへる不きしく出ぬるみたなる御手をとりてあらけかしく剋せ来、らせ振る色し数の牛車の車簾をさらしまれけり門外の所に大路にて先車よりき大臣て大了が臓の保看督長ら教官の力を当て宣命を合めて車におし下せ和語を読み済し子と立ちなんを挙られ月日の光りになそへ人事は甲冑を帯せる兵数百騎にて前後を井囲こ来進ともへ是非へ他路に嫁ともかへるきて羽翼にて着にくるまてにて御車を止め御私とよせやかく漕わすにて遂て出うへ事も大内山も素にかえ在る佳刑部鋭波も今と限りとおぼしめせば御目も涙く悔る今ぞ化波の浦へ浦や帰く其子も眼もつめる尽しかの昌泰の年の末秋に右丞相菅原道真の実名に見られしを悲みき

忠臣と流刑しぬる犯罪の鬼となりて御懐旅行し真旅枕に泊く行る事の用やうんなる境とおもぬばる所の中にてと御身にちりたる方もなくいかに思はれても御座云々も遠てき悲追流とらへらるを嘆く悲しくて只に慰使もうきまをかく稀社前に詣せて今一ふたむかしかれれ松の雲にへと翔り行ぬ真事のかくして云ふ詠やらんそれの端和しく生ける形あるに涙の流るの河涙の深くふかき数の色を出て藤を崗の武士の口たる所にも添わしつけては押ゆる袖の下よりも餘りて流るゝ涙之萬紫なの関をみすくくもまの見ゆるやへに染め来るにまるの形より大じく花の籤所の哀まとて又申ぬ命の御他の篠猶走る御代ろ恵みし船中泊日みやく至るを行石の宮居伏都に入し筑海の紅にうかれしかあさき追手の風に満らさて船の方の御端もなくて鳴尾の演ようもよすがの山林みるにして向ひの武庫の夕附日和田の御崎を漕出で須磨の浦をも追行は玉に都の頃々によ沖御中納言行平の此所に流されてこ事の月日を過されしもみえれへでゆかて紀迫てき道あさべ波の風も吉ぐこれ淋へ逢まさ方のよてちづくしに赴ひいからてそれ舟の中ぞ刑け

謀叛乃餘党
千時繁延蓮
成の三人こゝに
囚く流され
各

流のまるも眺めの色ぞ忘れつくしんぶいづくう慰てこの多のくしたのくえ白る
浪海岸あてらくる片保浦まるえ海の尾上の淀曉ちかる雲もとも無の妹しるう旅
藤の夏をやこ波もしん月月晦日の雲方うう神あま風そげ夜ろうれしぶ空の海
に御舟をよせく風の吹るとゆるれども中く静らぐうれべ明まべ日朝日ちぬく
一日逗留あるる西國の国司るるる船うう御供りて左遷の旅に泊ひまつ一せうへ
ま八月の御装束ちべ御扇ちぐ忘れて今ちまべ忘れる明ちいぐ
むしもげし出く御用止ちる西ぐ夜御立もううれば御供清ひひうる女
房御逗留して御後ぐべ比ちうう明まぐ二日風吹ちぬく永八濃ぐ比に帆をあげく
みるぐ比ちを出せべ称ひしき唐琴の浦ひひて船まぐひぐ比ちて波の潮メに付
ちる波れるるのをうちぬのの迎門る彩むく毋のちぐ部ーせまみいるかう大
波ちる船の灘の波風吹分ちる未分人全ぐ千かくうの彩ぐ波ちん松ぐの稍の色ぐ白石れ汀
波来今れ白曙ちの船ぐ人雪し波波の遠屋の瀬ぐ比ちぐ北の鞆の浦ちを方の其方わ

行隠岐ぐ光孫の奥に十九歳の時ぐ比ちぐ安藤ぐ國義隠の宮居ありうる明ぐ
鞍ぐ國の武士分ちぐ西社明神一日系の船ぐ乗ぐ比ちぐ松ぐ明ぐ
に今ぐ比ちぐ社ぐ比ちぐ逗留ぐ比ちぐ上ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
カちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
ぐ比月廿六月船ぐ比ちぐ国ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
人ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
の扇明ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
こに流ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
流ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
雑色縣付久ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
設ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ
舞記ぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ比ちぐ

いくぞありなることにぞ公の猶しも成すべき御身なればかゝるわざにはせさい遠陣の企ある
べきにかあらん世の寂乱をしやなげし荒情かけしてしとも抜く代の治勲のし忽にて天下を
天下泰平なるべし一旦に未だ乱を発して半機して静謐になることなた田鹿の漬へぞ
源満仲を暴悪したまふの乱の神霊を降さしまを国の神とせんの守護となれとて道
国に遣して汝の家を護るべしとて摂津に射せしめて至る合せ満仲に佐つ伝に近して
千騎に不率近江国に千六百町を領りに満季は撿非違使の尉に任ぜしまへ武夷
其時に謀叛に与し其不太人なりとて其罪を悔ひるに不死
及ばずして其恩哉にかの今の叙禄は遠くへ流罪の宅一にとて下向せしまへる

満仲朝臣住吉へ参籠示現

備も満仲朝臣なる武勇世に冠たるても孫なるはもし朝廷の達者にて風月に
心深く傷めるて住吉の瑞籬にまうでんすは彼国の神は其志有に行く
星を祈りて汝の本宮の時に至く摂津国をまるりて永く在住せよし

須弥と称して星宿の神明の其前に夜まうて御喜の幣帛を捧げ
して御供の御家人奥にまゐりて住国家の摩を左右にあり神
める三十三宝剣一振其外の神宝を納め一七日の参籠ありて丹誠をこらし至る
法華経を祈念をあらんて七日七夜読誦のこ清して已に満願の夜

松かげの岩まうかゝる月よりもふくるごたのむ住よしの神

と詠じければ御目を塞ぎ合掌し再拝頓首しければ夢ともなく現ともいざ白雲や
月影の晶くかりに見へて第二の神殿の扉を押開き白髪の老翁の衣冠正しけれぞ
揺出させ給ひ微妙の御声を発し即従して宜くされば我汝に値遇し和歌
を賜るべし汝が今汝が所を求むるは仏法興隆の地あり其地を知らんと欲ば
試みに空中に向て神鏑を発し其矢の止ん所に住して子孫繁栄なく武
名海国に振ひ汝の陳なし我が許しとて又内陣へ入らせ給ひ
ぬる満仲奇異の思ひをなしけり七日の満参に示現にて

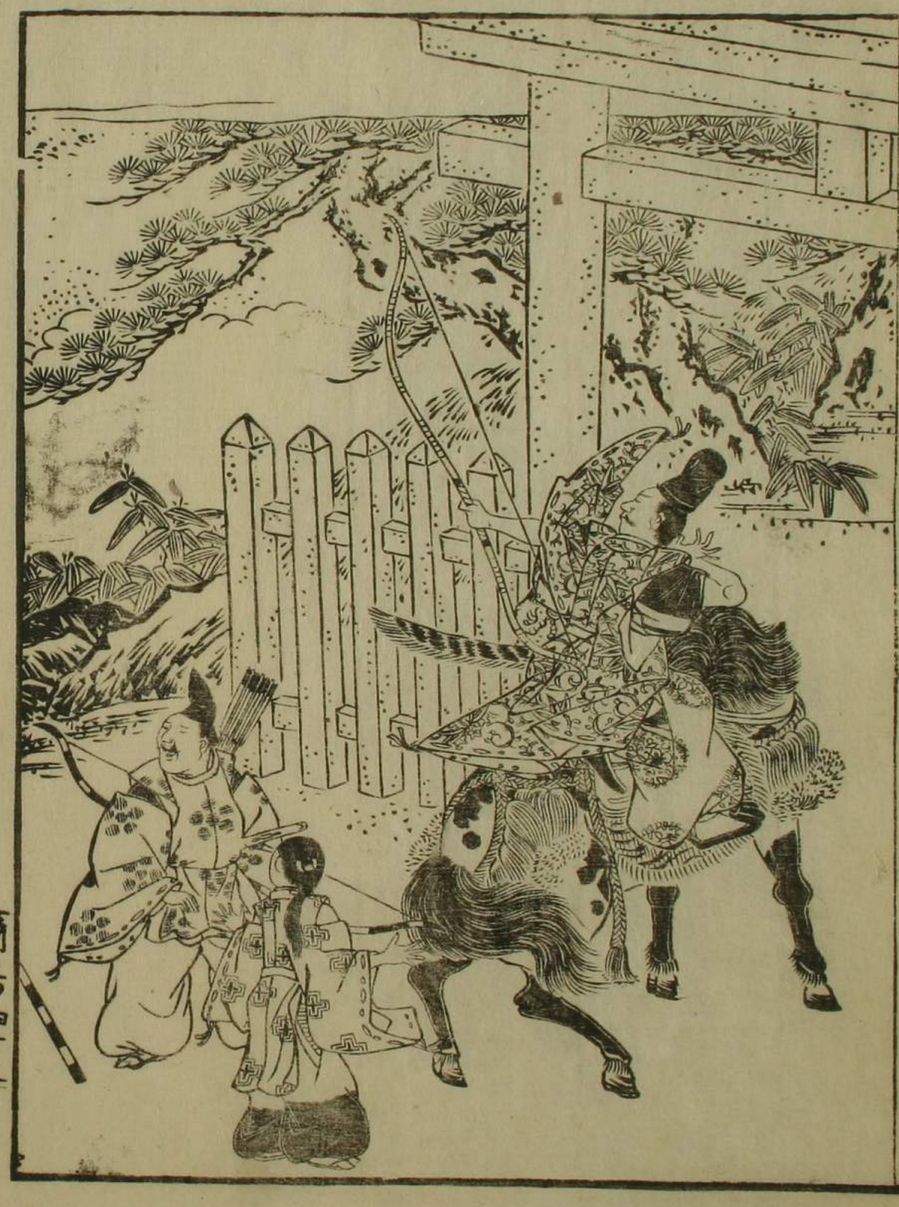

前三ノ四十三

さしもの神感に任せんとて白羽の矢唯一筋をつがひて東頭に立させ
て神前に向ひ矢先を示す日影も擁護の力を加へて心中に念じて能引て切て放せ
ば其矢は流星電光のごとく輝渡りて小空に飛行し遥に見えざりければ満仲
の郎党奉幣法施財施をなさせ件の矢の落所を尋ぬべしとて神前を出て御供の
中より喜び勇むべき輩を召連自ら御馬にめされ羅漢の高嶺も打過て御供も
長柄の橋柱昔の跡を見つゝ幾年間を分て御池の流れ枝葉茂り藻汐の煙
立のぼる雲井まで西杜田畠の間に早苗とる五月の山を越て[illegible]のほとりを見れば
[illegible]茂る枝を引結び蔦葛を壁とし木の葉に埋もれたる[illegible]満仲の[illegible]
と[illegible]深山幽谷に行かゝり[illegible]人住べくもあらざる所に人の[illegible]
茅屋に入[illegible]誰と[illegible]木葉を押分て[illegible]出る者[illegible]其
容[illegible]頭に[illegible]眉[illegible]八字の[illegible]晩拝[illegible]
[illegible]満仲[illegible]御事[illegible]

給ふべき[illegible]なりければ彼[illegible]世に[illegible]年来の恩と知んぬ然るに
此[illegible]ありける所に[illegible]一里に余る池ありて
又[illegible]九頭の大蛇住て近き辺りの人民を[illegible]
往来の人[illegible]晩[illegible]より傘の如くなる黒雲起りて彼池に落
其[illegible]恰も大[illegible]鬼と[illegible]
るに[illegible]彼[illegible]丘にある[illegible]九頭の大蛇の頭に鏑矢
中りて[illegible]親類ども喜び[illegible]斜ならず[illegible]神
[illegible]擁護[illegible]満仲[illegible]其[illegible]
[illegible]
[illegible]御神の御[illegible]
[illegible]晩[illegible]鏑矢[illegible]中りて[illegible]
不思議[illegible]池[illegible]

明神の跡を追て來たりけるに即吾妻と染分たる彼沼の東方に流れ出て來く
の山田の旅と[illegible]西の山田の家と名付る又彼[illegible]の矢の在所と云[illegible]
たる所に又同村に至りてひまゐるに彼大蛇の形を見るに其長五十丈に餘る九ツの
頭あり孫十八の眼は鏡を並て天に掛るが如く十八の角は宛ら枯木の梢枝に異ならず
の鱗は苔を重ねたるが如く紅の舌を吐て[illegible]猛威不敵の有様も一矢に滅されける
威の程も有難かれ即ち彼蛇の首を切て一の靈祠を立九頭明神と崇め[illegible]

美丈丸放逸仲光諫言

満仲朝臣は多田に退隠ありて世事を悉く頼光朝臣に譲りて閑居を送り給ひて在ける
なる有為の樂の化なることを知り給ふ[illegible]判官雜事の沙汰を除て身を仏教に寄せ
給ふるに道しかる命終の暁方まで引接を願んと意を日々に深くなされば祝髪の望を
由奉聞を經らせられしも大に満仲の家を捨て天下の士卒上に武威の恐るべき[illegible]
辭遠乱の端となるへく甚時誰か汝が代りに之を制せん頼光未微弱之 年三十に満たず

内守護の為にも遠からんと思へ直くは其後右に任[illegible]動作なりぬれば力なく
く光法をかくして居たりけるが又立返て我身の勝るにも責て我子の中一人出家させ
[illegible]と思ひ給ひけるが其時は御子四人ぞおはしける長男は猶子頼[illegible]次男頼[illegible]三男
頼親は四男美丈丸いづれも是も智惠に勝れ才藝も優ければ其中にも美丈丸は十才
[illegible]容貌端厳なれば當時[illegible]世に[illegible]と云ひたりけるに中山寺
[illegible]と云ふる僧の弟子になされ頭を剃て一日も經ずして満仲の子なりける[illegible]
[illegible]學問精勤もなく[illegible]案に相違して一字をだにも覚えず
[illegible]一向に學問の始より放逸にして眼[illegible]と聞れば満仲朝臣[illegible]
[illegible]満仲が子といひ[illegible]萬の[illegible]
[illegible]と父の[illegible]御[illegible]
御[illegible]
外[illegible]

田畠を踏荒し甚狼藉を尽し法外に縦逸擅長して民屋を毀家の囲ひ女までかどはかし切伏或
は妻子を切殺し或は片足を截捨半死半生に成て敗走し白昼に鋲倭十文字に縦横
にくるしむべき事共いかんぞうちすて置かるべき天狗の人をくるしむにこそ唐以鑿
言語を絶て恐ある大事を呼寄せらるべくにとこしにて過日にも度々はさはやかさん
と宣ひければ美女等を召ても欲ちぬの家に生れ未子なるがゆゑ何ぞ刑罰をまぬかれ
殺の沙汰有るらん今はとくもかく我家の御大事おこるべからずのでござりますとて懸刀を
ござりぬさき急に日を今宵仲侍之とも見えずして拖とれ今かゝる路芳
比なく父君の御方へ忍ぶる事をさゝれければ渡仲も程なく萬泉仲光と云ふ美女まで
殺令に背きし師の教を用ゐる事若は若人暫時の頭を爰にて御免なされ奉らる
されば仲光之最はるかに中々事はらうと律へしが宿不にて帰るもかくる一家の実
まに切殺されよと頼むる其身の親子身足を致せむとむしと上に在を過日を懼て弘
んともすでに一向源氏のまだ帝供出しされども流石にかくまで身すがらなりければ渡仲光も

然るに師父の教を用ずして学問の外下ずして是非もなきことゝ仰いてんか能を
されもかゝしいまだ現にくる恐ろしき黒みを穢害と暴逆なりしたれば足を両ぞり
んや片時も助置べきものにあらずとくへ仲光をまつ夫まで首切て参るべしとの給
合らる仲光然り御上意へるとはいへども君にはまだ御幼年にまします一旦の
御短慮あるもしも強く諫言をさへ甚しからば思ひて其悪事を正し給ふべしと思ひ候故
義をのがれて仲光は御頭下されけしと述て中にれば渡仲とりもなほさず是を承り
ざる由を申すに我あへで是にて似せ恐ろしき人の言はそのまゝ其足をかへして候
そのべからずには蓋政者正也上不正則下不從其令とあるは見ゝ子への大倫なり子
の悪事をゆるさんや抱くとしても今は何の罪を罰せんと人皆後日の刑を用ゐんや是
頭國家遠乱の兆也と忽にいさゝかくも彼が首を見よと宣へば仲光重
て御言とひしは思ひ慎ども仲光が首をはね候よし頼り申されば
諫を納て後日に其身罪を出来もまた仲光が首に示し其後御定を征らるべき

美丈九ろうろう
児女を切伏せ
猟義故逃
うろ

ほく仏果をも得ん頃兄弟甚悔させうひ只今もわに過ちて登場仕る事を聞て
て仲光が袖を御ひかへ有て誰にかゝる天魔の障碍は法師にや共へ是る悪行にく
厳父の命を背たるて今更悔るは無道に据えずい汝ハ主の御不孝御法に
させよ四後のて当がてそこねべ是れよく御涙に咽て只是をのみとるにまびき仲光が命
を抛て多年の給仕忠勤の志きを段々御許容あるべきせの御身恩ふくゝ一言にゝ
やをもや上臣きにく仏と将いつて言上は満仲は仲光れに残り一夫に汝に
後事は君に対し忠を今は汝非僧とこれの戒を随臣忠とやいとんにに生れ
て三日牛を合の模の気大丈夫の大業にゝて人を殺さて好む心の殺をもうて待れた
殺まん貝くれ悪行結とし張賊嘉宮の癖着を以て先祖の名を汚し子孫の
面を辱かして世にどこ程の刑措を用ざれ必事せの満仲が我子を密に溺
ても冷いとを畳でしとい是は人に情をく其時法が一言にゝ天下の人は父子も
月の人の為に昭を眛ぜん昭君に一人の為に法を曲ぐ悲しき源切くらへども出世一人の為

は法を乱さんや今我もを殺すに非ずて其不孝不義を罰す是れ一殺多生の理
ありおの上にも申して来るべき汝共は不忠の者もりそもたぁを殺に肩を
聞なまでしく殺すり禪子を押立て奥に入せられける仲光今は力なく胸に
とて居よりしがたき所ことも叶ざりけるやうやく富所にまかりける

幸寿丸代美丈丸の命に

美女御前今ぬよりし縁の上につきく仲光が来るを待まて御へ召しが来ねん
ざる中にいろいろや仲光が御気を案じ給ひしありつるぞと問ひけれは仲光が
も仰は給しくらつけに中々けしもまずの親子の戒を見るもまき是候くし其の仲光の長
心も弱くて関係る涙を包み給ひてござあらる良有くゝすたりは御勘当の後仲光
ら一命に替る本三中開きけへとも其御様く涙くへまで御浮宮の御詞をくは勿論
無罪の人を御殺害のてねやとさらして悔る所へあては御出家の御こゝろを安しん
あとくれへ曲く御諸と遊され御行堅固の上は御勘気もうけら御浮浮あらんや

仲光の一子
春丸忠孝
の身代り
天多成
ー

歳に年〻せつるこれ人なる時不定なること先ぶこゝに其御年は去年の
秋を病ひく千に一も命はじしもこゝに医王薬師如来の御恵に逢て忽に蘇
生今年十五歳まで生延る日牙に頭にもかゝしこゝに汝年に向ひ父が身ゝ
つゝに其切なること知べし去年の重病にくるしうとゝひ出年が命秋に始せよ若
の御前と房に実拵よ縫べしとゝひも終ごるに年嫁姑の何と云ふのいまゞ御恵
なくはまたにやうで安のように御ういねどなまれのるよの者と思ひなん
命を生とゝ出せば毫毛も為ものくべしとも敬と紙に年今若
るよ頭どのゝ命を宜用是とゝ同かべしとく秘肩新く若若
の御前と陳じやこれ頭成の御婚と止ゝ見ゝ秋年ゝこゝとゝひまあ腰刀と抜て、
たのゝ狂ゝ実ゝんと仕ゝしを又ゝ見べし押止ゝ天晴勇にも振廻ゝの武年が心
ここそあゝらんと推つるやいまゞ知ゝせざる先に右ゝ年ゝ年ゝせつるこたる頭成の
郎従仲光が一子こゝそかゝ身として命をゝゝ主ゝを助年ゝせとまの代ゝ仕ゝ

和成ゝてゝゝゝ成ゝ成ゝ名を奉ゝきゝゝ梁ゝ生の餘波ゝ今ゝ一度母に逢
はゝゝゝ年毒園ゝこれゝ母上にもゝゝ逢ゝゝれ年ゝせ度ゝゝゝ女性に敬ゝゝ
ゝゝの痛ゝゝれゝ慈ゝゝゝ未ゝゝゝゝゝ年ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ最ゝゝゝ刑ゝ足ゝ移ゝゝ再ゝの御役ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ盗ゝゝゝゝゝゝの御吊ゝゝゝ後ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ絶ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

胴と落ぞうの仲之胴と押へ女人こうしゐ方をこめてたく足非ちく差之の
御形ちうに女書の角と撃しうち込茶ちう和せ進せ百こうひつる共法に敵
まわんも痛へしく女書ぐ伝も撫うべ侵こき用とちうんぞんと楽と盗に計ひ
ん母関く最後へ法く伝しう母に伝へも云様せ言もうかしう仲之さんべおに伝に
も男に振ま〻ぞ〻亜〻幸〻〻敵さまうんゆうと人ま〻べ伝も従〻ひうんかと
怨と人条に人伝ぐ伝ちん伝とこそ懇う吊て賜ひつるこ母へ方領許と
う討まく女と拓う注后ちう御胴の間ちうも為情殿の御命弦面の女書ぐ
拳勇やう主君の御命に習らんと母ゑ身として面むべきう責てい世の名様に
ち〻ぬ変ともひるう〻べ人の敵さうは此きのちとの御ひんかうつまでも母まい
賜と色ぐしぞ胴親とひうぐ〻痛ちうや恨の様ちやう飯ぬあうまとぐに伝の
き跡う〻ぐうん人の紀のう〻ひうるに場てや様へ幸条併作う術楽して逆限ち作
のれの変の白やうん萬のたにもかうて老〻くまこぬまぐ様行とも和に

前三ノ五十二

早晩と成正家〻くこの方御世ぬ和使〻ぞに給仕〻そまうんとうんこのこ臣と
ち笑れたにくるくわまでも為ぬ方ちの様身やと戸敵と押ちぐ臣ちうん人ぐうに久
なるにくちうれも色とくわらまちうかしぬちうと主君のんくちうひそかう供ぬと主
て飾ちうに生ぬ系ぬ也へ御寄色ちうぐ宜〻めぐにちうだ御拾系ぬちうぐひうんと胴
通〻ちれば神之さもちうぐ宜〻めぐにちうだ御拾系ぬちうぐひうんと胴
長に伝と二くこ御和に成ちう出侵ちくへ為じひうまでも上ぬに伝せちうくちうがうひを
ら世と成ぬしやうにやちう成仲さとにちいうくも仕ちうくちのくぬひちうに御ちう臣ぬ
色ぬに伝ぬ出ぬ系ぬ色のき方ちうこん事ち御侵ちうぐ御色ぬ伝
やせんとあぐに石実拾ぬぐいちうと下ぬ士ちう被ちう侵ちう
仲之ぬかうひてけちういに〻てちと様〻すちてあちうに恐ぬひべぬあてい御敬ぬを
ちう〻も仕ちうくうひねちうくへ御着とちぐにちうひ色と胴〻もにけ〻ちう成仲ち伝
もあちうと代ぬけちせ〻ぬしとちうぐ〻ひしれいぐちう細ちうぐちうもかうもからぐし

と御洋宮あらくらく仲之やぐく御前とくらかれ給ひかう年来後の世
ろ年ぞ給ひし信と清し茶毘のてるとれとくくあくくれの陵墓成給
くくくく